

令和3年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

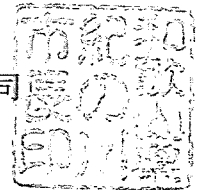
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例及び紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日
条例第9号

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <p><u>の</u>数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び<u>控除対象扶養親族に限る。</u>以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給</u></p>

改正前	改正後
<p>与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項<u>において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に</u></p>	<p>与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略 (新設)</p>	<p>準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の</p>	<p>出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、<u>施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、<u>同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の</p>

改正前	改正後
<p>前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <p>の数に1を加えた</p> <p>数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は	14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は

改 正 前	改 正 後
<p>2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は 零とする。</p> <p>16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。 (新設)</p> <p>17・18 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略 (新設)</p>	<p>2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は 3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は 3分の1とする。</p> <p>17・18 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略 (平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存して居る家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>3. <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4. <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の</u></p>

改正前	改正後
<p>(土地)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年</p>	<p>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(土地)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年</p>

改正前	改正後
<p>度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>	<p>度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>

改正前	改正後
<p>得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>

改正前	改正後
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）</p>

改正前	改正後
<p>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p> <hr/> <p>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「<u>農地調整固定資産税額</u>」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべ</p>	<p>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「<u>農地調整固定資産税額</u>」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべ</p>

改正前	改正後
<p>き価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項)において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項)において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項)において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断</p>	<p>き価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項)において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項又は第3項)において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項)において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断</p>

改正前	改正後
<p>を する もの と す る。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に 対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両 番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の 適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。</p> <p>表 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車 が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。</p> <p>表 略</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条</p>	<p>を する もの と す る。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に 対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両 番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の 適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。</p> <p>表 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対する第82条の規定の適用については</p> <hr/> <p>、当該軽自動車</p> <p>が令和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の 軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。</p> <p>表 略</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条</p>

改正前	改正後
<p>第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>表 略</p> <p>5 略</p> <p>(新設)</p>	<p>第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については</p> <p>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については</p> <p>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 略</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

(新設)

(新設)

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス</p>

改正前	改正後
	<p>感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例(令和2年紀の川市条例第14号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>第2条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行</p>	<p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行</p>

改 正 前	改 正 後
<p>為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとす。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p>	<p>為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとす。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p>

改正前	改正後
<p>2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民</p>	<p>2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年甲においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項 _____ に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限 _____ が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民</p>

) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市都市計画税条例及び紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例及び紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日
条例第10号

(紀の川市都市計画税条例の一部改正)

第1条 紀の川市都市計画税条例(平成17年紀の川市条例第57号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改 正 前	改 正 後
附 則		
1～4 略		
5	<p><u>法附則第15条第38項の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>法附則第15条第47項の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>	<p><u>法附則第15条第34項の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>法附則第15条第42項の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>
7 略		
8	<p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の特例)</p> <p>宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例)</p> <p>宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市</p>

改 正 前	改 正 後
<p>計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）</p> <p>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

改正前	改正後
<p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分</p>	<p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分</p>

改正前	改正後
<p>の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の特例）</p> <p>13 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（以下「農地調整都市計画税額」という。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p> <p>を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該</p>	<p>の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例）</p> <p>13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度の都市計画税にあっては、前年度の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該</p>

改 正 前	改 正 後
<p>農地調整都市計画税額とする。</p> <p>14～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>	<p>農地調整都市計画税額とする。</p> <p>14～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>
<p>(紀の川市都市計画税条例の一部改正)</p> <p>第2条 紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年紀の川市条例第19号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分 は、次の表中下線の部分である。</p>	
改 正 前	改 正 後
<p>附 則（平成31年3月31日条例第19号）</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川</p>	<p>附 則（平成31年3月31日条例第19号）</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川</p>

改正前	改正後
<p>市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

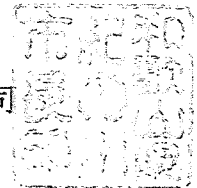
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者に対して行う保険料の減免について、期間を延長することに伴い、紀の川市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日
条例第111号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改 正 前	改 正 後
(保険料率)		
第6条	令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 91, 300円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ	令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 91, 300円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。附則第17項第2号イを除き、以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

改正前	改正後
<p>イ 略</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)あつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められているものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。</u>次号において</p>	<p>イ 略</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>17 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)あつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められているものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。次号において</p>

改正前	改正後
<p>同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者 <u>が死亡</u>し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入</u> (以下この号において「<u>事業収入等</u>」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>事業収入等のいずれか</u> の減少額 (保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>減少する</u> <u>ことが</u> 見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>18～20 略</p>	<p>同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者 (以下「<u>主たる生計維持者</u>」という。) <u>が死亡</u>し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入</u> (以下この号において「<u>事業収入等</u>」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額</u> (保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>主たる生計維持者の合計所得金額</u> (令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、<u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額</u>が400万円以下であること。</p> <p>18～20 略</p>

附 則 (令和3年3月31日条例第11号)
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の紀の川市介護保険条例附則第17項の規定の適用については、同項第2号

イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

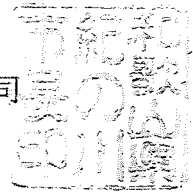
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

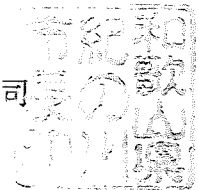
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月1日

紀の川市長 中村 慎 司



議案第41号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正が令和3年9月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年紀の川市条例第31号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な当該事務の区分に応じた同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとす</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な当該事務の区分に応じた同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関である市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとす</p>

改正前	改正後
る。 2 略	る。 2 略

(紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市個人情報の保護の保護に関する条例(平成27年紀の川市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第15条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しく支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分については当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>本条</u> を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、次の各</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第15条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しく支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分については当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>この条</u> を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、次の各</p>

改正前	改正後
<p>号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条列事務関係情報照会者若しくは条列事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報提供等記録 内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条列事務関係情報照会者若しくは条列事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第42号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

行政手続における押印の見直しのため。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年紀の川市条例第13号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「認可地縁団体印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑及び個人印鑑を押印した書面に個人印鑑に係る印鑑登録証明書を添付し、自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項、地縁団体登録台帳の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑及び個人印鑑の印影を認可地縁団体印鑑登録原票及び個人印鑑に係る印鑑登録証明書の印鑑と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第9条 認可地縁団体印鑑登録者は、登録している認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑及</p>	<p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「認可地縁団体印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を印鑑登録原票に押印された認可地縁団体印鑑の印影を認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影を認可地縁団体印鑑登録原票の印鑑と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第9条 認可地縁団体印鑑登録者は、登録している認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑</p>

改 正 前	改 正 後
<p>び個人印鑑を押印した書面に個人印鑑に係る印鑑登録証明書を添付し、自ら市長に申請しなければならぬ。</p> <p>2 認可地縁団体印鑑登録者は、登録している認可地縁団体の印鑑を亡失したときは、個人印鑑を押印した書面に個人印鑑に係る印鑑登録証明書を添付し、直ちに当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならぬ。</p>	<p>_____を押印した書面により</p> <p>____、自ら市長に申請しなければならぬ。</p> <p>2 認可地縁団体印鑑登録者は、登録している認可地縁団体の印鑑を亡失したときは</p> <p>_____、直ちに当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならぬ。</p>

(紀の川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 紀の川市固定資産評価審査委員会条例（平成17年紀の川市条例第27号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならぬ。</p> <p>5・6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員</p>

改正前	改正後
<p>及び調書を作成した書記がこれに署名押印 <u>し</u>なければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (3) 略 (口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならぬ</u>。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u> <u>し</u>なければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (5) 略 (実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u> <u>し</u>なければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p>	<p>及び調書を作成した書記がこれに<u>氏名を記載</u>しなければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (3) 略 (口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ _____。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>氏名を記載</u>しなければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (5) 略 (実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>氏名を記載</u>しなければならぬ い。</p> <p>(1) ～ (4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに氏名を記載しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略 (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載した決定書を作成しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(紀の川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年紀の川市条例第35号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める<u>上級の公務員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>宣誓書（別記様式）を任命権者に提出して</u>からでなければ、その職務を行ってはならない。</p>

別記様式中「印」を削る。

(紀の川市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 紀の川市火入れに関する条例（平成17年紀の川市条例第166号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下

線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(消防長への通知等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、必要と認めるときは、当該職員を火入れに<u>立ち合わせ</u>ることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(消防長への通知等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、必要と認めるときは、当該職員を火入れに<u>立ち合わせ</u>ることができる。</p> <p>4 略</p>

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

紀の川市手数料条例の一部改正について

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正が令和3年9月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後																															
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表(16)の項及び(27)の項の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。</p>		<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、<u>同表(16)の項及び(27)の項の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。</u></p>																															
<p>別表（第2条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) 家族、親族に関する証明 手数料</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(11) 個人番号カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）</td> <td>1枚につき</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種類	単位	金額	略	略	略	(10) 家族、親族に関する証明 手数料	略	略	(11) 個人番号カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚につき	800円	略	略	略	<p>別表（第2条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) 家族、親族に関する証明 手数料</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(11) 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		手数料の種類	単位	金額	略	略	略	(10) 家族、親族に関する証明 手数料	略	略	(11) 削除			略	略	略
手数料の種類	単位	金額																															
略	略	略																															
(10) 家族、親族に関する証明 手数料	略	略																															
(11) 個人番号カード再交付手数料（再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚につき	800円																															
略	略	略																															
手数料の種類	単位	金額																															
略	略	略																															
(10) 家族、親族に関する証明 手数料	略	略																															
(11) 削除																																	
略	略	略																															

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)
この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第44号

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第45号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 財産の名称、数量 | 小学校電子黒板等 77台 |
| 2. 取得の方法 | 指名競争入札による取得 |
| 3. 取得価格 | 金44,440,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市貴志川町神戸557
株式会社稲葉 紀の川市出張所
所長 稲葉 聖子 |

令和3年6月11日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

市内全小学校の特別教室等に電子黒板等を整備するため、財産の取得の議決を求める。